

**国際親善姉妹都市締結 50 周年記念
2026（令和 8）年度 第 35 回国際親善姉妹都市アナハイム市
親善訪問及びアメリカ文化・行政視察団派遣
募 集 要 項**

1 目 的

水戸市の国際交流推進事業の一つとして、水戸市とアナハイム市との姉妹都市交流 50 周年を記念し、両市の親善関係のさらなる発展と市民相互の交流促進を図ることを目的に、水戸市より視察団を派遣します。

2 主 催 水戸市、公益財団法人水戸市国際交流協会

3 期 間 11 月 15 日(日)～11 月 20 日(金)（6 日間）

4 訪問先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 アナハイム市

5 募集人数 15 人(先着順)

6 活動概要

(1) アナハイム市での活動

- ① アナハイム市との姉妹都市締結 50 周年記念行事等への参加
- ② アナハイム市、姉妹都市委員会への表敬訪問
- ③ 市内視察、市民間の交流 など

(2) 結団式及び渡航説明会

日時:10 月 14 日(水)18:30～20:00 *ご本人が必ず出席してください。

場所:水戸市役所(本庁舎4階中会議室)にて

7 応募資格

原則として、次のすべての要件を満たす方とする。

- (1) 本人または本人と生計を一にする家族が、応募時点で水戸市に居住している方
- (2) 国際交流に関心を持ち、友好親善に努めたい方
- (3) 健康で協調性に富み、実施計画に従って規律ある団体行動ができる方
- (4) 結団式及び渡航説明会を含めて全日程参加できる方
- (5) 帰国後もこの経験を生かし、本市及び当協会の実施する国際交流推進事業に積極的に参加できる方

8 応募方法

(1)必要書類

- ・参加申込書
 - ・証明写真(パスポートサイズ 4.5×3.5cm) 参加申込書に貼り付けてください
 - ・パスポート(顔写真のページ)のカラーコピー(A4 用紙に実寸で)
- ＊パスポートとパスポートの残存有効期間については、**別項 10** の内容をご確認ください。

(2)申込期間

8 月 12 日(水)午前 9 時～ 8 月 30 日(日)正午 ※郵送の場合は締切日時必着

所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ、上記期間内に、水戸市国際交流協会まで持参又は郵送で、お申込みください(FAX 不可)。期間内でも定員になり次第、締め切ります。参加申込書は当協会ホームページからもダウンロードできます。

【申込先】公益財団法人水戸市国際交流協会

〒310-0024 水戸市備前町 6-59 水戸市国際交流センター内

(午前 9 時～午後 9 時) ※毎週月曜日、8/11(火)は休館

電話:029-221-1800 ホームページ:<https://www.mitoic.or.jp>

9 参加費用

個人負担約 62 万円程度 (総額に対して協会が一部負担しています)

※燃油サーチャージの変動等により、費用が変動する場合があります。

【参加費用に含まれる主なもの】

航空運賃(エコノミークラス)及びバスなどの料金、観光料金、宿泊料金、
日程記載の食事代、燃油サーチャージ、空港税など

【参加費用に含まれない主なもの】

渡航手続関係諸費用、個人的性質の諸費用、超過手荷物運搬料金、
ビジネスクラス追加料金(※)、海外旅行保険(任意保険)掛金など

※ビジネスクラス料金は、申込み時期によって異なります。詳細については別途、お問い合わせください。

【部屋割りについて】

シングルルームを基本とします。

客室をツインで利用する場合、宿泊料金は 68,000 円減額となり参加費用から、その額を差し引きます。

10 パスポートと残存有効期限について

今回の参加申請では、**申込期限(8月30日正午)までに、有効なパスポートの情報を提供いただく必要があります。**

- ・ **パスポートについて**

航空券等の手配にあたり、パスポート情報が必要なため、パスポートを所持していない方、パスポートの残存期間が十分ではないためパスポート更新(切替申請)が必要な方は、速やかに手続きをしてください。

- ・ **パスポートの残存有効期間について**

米国への渡航では入国時(今回は11月15日)に90日以上有効な旅券を保持していることが推奨されます。有効期間がそれに満たない場合はパスポートの切替申請をしてください。

*パスポートの申請手続きは、かなりの日数を要する可能性があります。

(参考)令和8年7月申請分の交付予定期間について

水戸市パスポートセンター <https://www.city.mito.lg.jp/page/102277.html>



11 派遣の取消し

- (1) 派遣決定後であっても、応募資格の虚偽報告及び不適格と認められる行為や事実があった場合は派遣を取り消すことがあります。その際に発生する取消料は本人負担となります。
- (2) 出発後の取消しは団長が行います。その際の損害賠償等の責任は、取り消された本人が負うこととなります。

12 取消料

旅行の取消しについては、旅行業約款に基づき、該当者に取消料が発生します。

旅行契約解除の時期	企画料金・取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目(10/17)から3日目(11/12)までに解除する場合	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日(11/13)から旅行開始(11/15)までに解除する場合	旅行代金の50%
旅行開始後の解除および無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

13 その他

- (1) 申込書に記入された個人情報(氏名、住所、電話番号など)は、本事業における運送、宿泊機関等の予約手続き及び申込者との連絡等に限り利用させていただきます。
- (2) 未成年者は、保護者同伴の場合のみご参加いただけます。
- (3) 本事業は、参加者の安全を最優先としますので、今後の国際情勢によっては、変更または中止する場合があります。

14 旅行取扱い

本事業における旅行部分については、当協会と取扱旅行会社の受注型企画旅行契約により実施します。

15 お問い合わせ先

◆本事業に関すること

公益財団法人水戸市国際交流協会(開館時間:午前 9 時～午後 9 時)

※毎週月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌日も休館)

〒310-0024 水戸市備前町 6-59 水戸市国際交流センター内

TEL:029-221-1800 URL:<https://www.mitoic.or.jp>

◆旅行取扱いに関すること

東武トップツアーズ株式会社 水戸支店 (観光庁長官登録旅行業第 38 号 JATA 正会員)

〒310-0803 水戸市城南 2-1-20 井門水戸ビル 6 階

TEL:050-9001-8722 FAX:029-224-9253